

令和7年4月4日

保護者様

合志市教育委員会 学校教育課長

令和7年度学校給食費の事務取扱について（お知らせ）

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

学校給食につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和7年度の学校給食費につきましては、下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

記

1 学校給食費について

	年間給食費	1期あたりの額（11期分）
小学校	51,150円	4,650円
中学校	58,300円	5,300円

1年間のうち、夏休み期間の約1ヵ月分を除いた11期分を年間の給食費とします。

※別途每期、登録口座ごとに88円の口座振替手数料がかかります。

※残高不足等で未納となった場合は、学校を通して未納通知を送付し、各自で学校の給食費口座へお振込みいただくか、合志市役所学校教育課窓口でお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください（窓口でのお支払いの場合、釣銭が発生しないようご協力願います）。

※令和7年度も、例年どおり年間合計金額の一括納付を実施します（別途希望調査を行ないます）。

※中学3年生の給食費は、他の学年に比べ回数が少ないため、3月分を減額調整の上徴収します（別途お知らせいたします）。

2 学校給食費の納付等について

納付方法：口座振替による

※口座の登録がお済みでない方は、**令和7年4月15日（火）**までに手続きをお願いします。

納付回数：1年間を11期に分け、期別払いか一括納付のどちらか。

期別払いの場合、年10回 {初回5月振替時のみ2期分（◎）、他は1期分を9回徴収}

一括納付の場合、年1回 {初回5月振替時に年間分にあたる11期分（●）を徴収}

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別払い	—	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
一括納付	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

口座振替日：毎月28日が基本、28日が金融機関休業日の場合、翌営業日

児童手当での給食費の納付について

22歳の年度末までのこどもを養育している方（支給対象は高校生年代まで）に、児童手当が毎年偶数月（年6回）にそれぞれ2ヶ月分ずつ支給されることになっています。この児童手当は、児童手当法第21条第1項・2項の規定に基づき、保護者様からの申し出により（別途『申出書』の提出が必要）学校給食費の納付に充てることができます。児童手当からの天引きになり口座振替手数料がかかりません。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。

【この制度を利用できる方】合志市から児童手当の支給を受けている方

※合志市以外の自治体から支給を受けている方及び公務員で勤務先から児童手当の支給を受けている方はご利用できません。

3 学校給食の年度途中における給食停止・開始（再開）について

長期にわたる欠席、転出入による給食の停止や開始（再開）がある場合は、必ず手続きが必要です。手続きを行わないと給食費の減額・返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

（１）手続き方法

①給食の停止・・・対象となるお子様が通われている学校へご連絡ください。

②給食の開始（再開）・・・対象となるお子様の登校開始（再開）日が決まりましたら、通われている学校へすみやかにご連絡ください。

（２）減額・返金対象の基準

学校へ給食停止のご連絡をされた日から２日後（土日祝をはさまない）から適用となり、かつ５日間以上連続して欠食となる場合に減額・返金の対象となります。

【例１】～【例３】の前提条件：令和７年４月２１日（月）に、病気やケガで学校に行けなくなった。

【例１】 令和７年４月２３日（水）から令和７年５月２３日（金）まで入院が必要となることがあった場合

令和７年４月２１日（月）に学校へ給食停止の連絡をする

→４月２３日（水）入院初日から対象となります。

給食の欠食回数は２０回（４/２３～２５、４/２８、４/３０～５/２、５/７～９、５/１２～１６、５/１９～２３）となり、給食費減額・返金の対象になります。

※下記の**【例２】****【例３】**のように、手続きが遅れてしまうことにより対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

【例２】 長期欠席となる期間が、令和７年４月２１日（月）から令和７年５月９日（金）となる場合（**一部減額・返金対象外となります**）

令和７年４月２１日（月）に学校へ給食停止の連絡をする

→４月２３日（水）以降分が対象となります。（４月２１日、２２日は対象外です）

給食の欠食回数は１０回（４/２３～２５、４/２８、４/３０～５/２、５/７～９）となり、給食費減額・返金の対象になります。

【例３】 長期欠席となる期間が、令和７年４月２１日（月）から令和７年４月２８日（月）となる場合（対象期間が５日間未満なので**減額・返金対象外となります**）

令和７年４月２１日（月）に停止届を提出

→４月２３日（水）以降分が対象となります。（４月２１日、２２日は対象外です）

給食の欠食回数は４回（４/２３～２５、４/２８）となり、給食費減額・返金の対象とはなりません。

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校に伴う分の減額・返金是对应いたしません。

（これまでに措置してきましたインフルエンザ等では、５日間未満での対応となっているため）

（３）減額・返金の金額

小中学校それぞれの令和７年度給食一食単価に欠食回数を乗じた金額を減額・返金します。

ただし、徴収した給食費を限度額とします。

令和７年度給食 一食単価 小学校 ２６０円

中学校 ３００円

（４）減額・返金方法

期別払いの方 返金が発生した以降の給食費振替時に減額調整を行いません。

一括納付の方 翌年度の初回口座振替時に減額調整を行いません。中学３年生で一括納付をされた方は、卒業前に返金方法をお知らせします。

※転出により返金となる方は、別途お知らせいたします。